

## 新紙幣発行に伴うトラブルに注意！

約20年ぶりとなる新紙幣の発行が7月から始まりました。これに伴い、「新紙幣発行に便乗した詐欺的な行為」の発生が予想されます。

新紙幣発行に伴う詐欺的トラブルにご注意ください。



### 予想されるトラブル

「旧紙幣は使えない」、「新紙幣と交換する」などと言って、紙幣をだまし取ろうとする事例の発生が予想されますので、ご注意ください。

- ・「旧紙幣が使えなくなるから」と言われ、交換を求められた。
- ・「その新紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められた。
- ・金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。

### アドバイス

- 新紙幣発行後も、現在の紙幣は使えます。
- 金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。第三者に渡さないでください。
- 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。
- 不審に思ったら、すぐに消費生活センターや警察（警察相談専用電話 #9110）に相談しましょう。

#### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター**

☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

